

南大和クリニック運営規定

(指定訪問リハビリテーション・指定介護予防訪問リハビリテーション)

(事業の目的)

第1条

医療法人新都市医療研究会「君津」会 南大和クリニックが行う、指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当事業者の従業者が、利用者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

1. 事業は、要介護状態等及び要支援状態となった場合においても、居宅にて必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の維持回復を図り生活機能の維持又は向上を図ることにより、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができることを目指すものとする。
2. 事業は、病状が安定期にあり、診察に基づき実施される計画的な医療管理の下、自宅でのリハビリテーションが必要であると主治医が認めた通院が困難な要介護者に提供する。
3. 当事業所の通所リハビリテーション及び当法人の関連施設（病院、老人保健施設、訪問看護ステーション等）におけるリハビリテーションの実績を生かし、地域リハビリテーションの中核となるよう、関連市町村、地域の保険・医療・福祉サービス、他の介護保険サービス事業者及び介護予防サービス事業者との連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条

事業を行う事業者の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名称 南大和クリニック
2. 所在地 神奈川県大和市下和田940-1

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条

事業所に勤務する職員の職種・員数及び勤務内容は、次の通りとする。

1. 管理者（医師） 1名
2. 医師 3名（内 管理者1名を含む）
 - 一、管理者は、事業者の従業者及び業務の管理を、一元的に行うものとする。
 - 二、管理者は、事業者の従業者に運営規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。
 - 三、医師は、医学的観点から計画作成に必要な情報提供及びリハビリ方法について指導・助言や利用者、家族に対する療養上必要な事項の指導・助言を行う。
3. 理学療法士 4名
4. 作業療法士 0名
5. 言語聴覚士 1名

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は医師の指示及び訪問リハビリテーション計画に基づき利用者の居宅を訪問し、訪問リハビリテーションサービスを行う。

事業所に勤務する職員は下記のように配置する。

	資格	常勤専従	常勤兼務	非常勤兼務	備考
管理者	医師		1名		院長
医師	医師		2名	1名	
理学療法士等	理学療法士			4名	
理学療法士等	作業療法士			0名	
理学療法士等	言語聴覚士			1名	

(事業者の営業日及び営業時間)

第5条

事業者の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

1. 営業日 月曜日から土曜日とする(12月30日から1月3日まで及び日曜、祭日を除く)。
2. 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。

(内容及び利用料その他の費用の額)

第6条

1. サービス内容は次の通りとする。
 - 一、訪問リハビリテーション計画書に基づく理学療法、作業療法、言語聴覚療法等のリハビリテーションの提供
 - 二、健康管理(バイタルチェック等)
 - 三、利用者・家族・ケアマネ・他のサービス提供事業者への療養上の指導・助言
2. 利用料その他の費用の額は次の通りとする。
 - 一、指定訪問リハビリテーション事業及び指定介護予防訪問リハビリテーション事業を提供した場合の利用料は、厚生大臣が定める基準によるものとする。
(※厚生大臣が定める基準(＝介護報酬告示及び介護予防報酬告示)は、利用料金表に掲示する。)
 - 二、利用者の選定により通常事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に訪問する場合の交通費は徴収しない。
3. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受ける。

(通常の事業の実施地域)

第7条

事業者が行う通常の事業の実施地域は次のとおりとする。

大和市内
綾瀬市内
横浜市泉区内
横浜市瀬谷区内
藤沢市内(長後・高倉・下土棚・湘南台)

(サービス利用にあたっての留意事項)

第8条

サービス利用にあたって、以下の事項をあらかじめ利用者又はその家族に対して説明を行い、同意を得なければならない。

1. キャンセル
利用者がサービスの利用を中止する際にはすみやかに当事業者まで連絡をするものとする。
利用者の都合でサービスを中止する場合には、出来るだけサービス利用前々日までに連絡することとする。前日又は当日のキャンセルは、キャンセル料を申し受けることも有る。
2. 契約解除
事業者は、利用者の著しい不信行為により契約の継続が困難となった場合は、その理由を記載した文書により、この契約を解除することが出来るものとする。

(緊急時における対応方法)

第9条

この事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合は、必要に応じて臨時応急手当を行うとともに、速やかに主治医への連絡を行い、指示を求める。

(虐待・身体拘束の防止に関する事項)

第10条 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じる。

1. 虐待防止・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
2. 虐待防止・身体拘束等の適正化のための指針の整備をする。
3. 従業者に対して虐待防止・身体拘束等の適正化のため定期的な研修を実施する等の必要な措置を講じる
4. サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待等を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
5. 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。
6. やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、事前に十分な説明の上利用者又は家族等に同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由を記録致します。
7. 虐待防止・身体拘束等の適正化に関する担当者を選定する。

(業務継続に向けた取組の強化)

第11条

1. 感染症等や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じる。
2. 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する
3. 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第12条

事業者は、以下の条項に留意して事業を行う。

1. 正当な理由なく事業の提供を拒んではない。
2. 事業者が行う通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し適切な事業を提供することが困難であると認めた場合は、居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターと相談し、その他の必要な措置を講じなければならない。
3. 事業所の従業者には、事業所の身分を証する書類を携行させ、サービス提供時もしくはその家族から求められたときには、これを提示する。
4. 事業者は従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保する。
 - ①採用時研修を入社6ヶ月以内に行う。
 - ②継続研修を、年1回実施する。
5. 事業所の見やすい場所に、運営規定の概要、従業者の勤務の体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

6. 秘密保持

- ①事業者の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
 - ②事業者の従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、事業者との契約の内容とする。
7. 事業者は、利用者からの苦情に敏速かつ適切に対応し、市町村が行う調査に協力するとともに市町村からの指導または助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこととする。
 8. 事業者は、利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、居宅介護支援事業所及び地域包括支援センター、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとする。
 9. 事業者は、訪問リハビリテーション計画書、訪問リハビリテーション記録書、サービス担当者会議等の記録、その他の訪問リハビリテーション提供に関する記録を整備しておくとともに、その完結の日から5年間保存することとする。
 10. 事業者は利用者の使用するリハビリ機器、その他の機器について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、感染症が発生又はまん延しないように、以下の必要な措置を講ずる。
 - ア 従業員に対し健康診断等を実施し、健康状態について把握する。
 - イ 定期的な教育を行うとともに、新規採用時には必ず感染症対策研修を実施する。また、研修の実施内容については記録を行う。
 11. 事業者は事業計画及び財務内容に関して、利用者及び利用者家族及び一般の方の求めがあれば、その情報を開示する事がある。
 12. 事業者は、適切な指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の提供を確保する観点から、性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

第13条

この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は、医療法人新都市医療研究会「君津」会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規程は、2016年3月1日から施行する。
この規程は、2017年4月1日から施行する。
この規程は、2018年4月1日から施行する。
この規程は、2019年4月1日から施行する。
この規程は、2020年4月1日から施行する。
この規程は、2021年4月1日から施行する。
この規程は、2022年4月1日から施行する。
この規程は、2023年4月1日から施行する。
この規程は、2024年4月1日から施行する。
この規程は、2025年4月1日から施行する。